

大阪市告示第454号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項に基づき、大阪市デジタル統括室DX推進担当における歳入について、令和7年3月31日付けで次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和7年3月31日

大阪市長 横山英幸

1 指定納付受託者の名称

ソニーペイメントサービス株式会社

2 指定納付受託者の所在地

東京都港区高輪1-3-13

3 指定納付受託者に納付させる歳入

大阪市行政オンラインシステムで取り扱う行政手続の手数料等

4 指定期間

令和7年4月1日から契約終了日まで

(デジタル統括室DX推進担当)